

平成十一年法律第二百三号
国立研究開発法人産業技術総合研究所法

目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 役員及び職員（第七条—第十条の三）

第三章 業務等（第十一条—第十二条）

第四章 雜則（第十三条）

第五章 罰則（第十四条・第十五条）

附則

第一章 総則（目的）

第一条 この法律は、国立研究開発法人産業技術総合研究所の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、国立研究開発法人産業技術総合研究所とする。

第三条 国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）は、鉱工業の科学技術に関する研究及び開発等の業務を総合的に行うことにより、産業技術の向上及びその成果の普及を図り、もつて経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的とする。
(国立研究開発法人)

第四条 研究所は、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。

第五条 研究所は、主たる事務所を東京都に置く。
(資金)

第六条 研究所の資本金は、附則第五条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、研究所に追加して出資することができる。
3 研究所は、前項又は附則第六条第一項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章 役員及び職員（役員）

第七条 研究所に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 研究所に、役員として、副理事長一人及び理事十人以内を置くことができる。

(副理事長及び理事の職務及び権限等)

第八条 副理事長は、理事長の定めるところにより、研究所を代表し、理事長を補佐して研究所の業務を掌理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長（副理事長が置かれているときは、理事長及び副理事長）を補佐して研究所の業務を掌理する。

3 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、副理事長とする。ただし、副理事長が置かれていない場合であつて理事が置かれているときは理事、副理事長及び理事が置かれていないときは監事とする。

4 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又は監事を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

（副理事長及び理事の任期）

第九条 副理事長及び理事の任期は、二年とする。

（理事の欠格条項の特例）

第十条 通則法第二十二条の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定めるものは、理事となることができる。

2 研究所の理事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び国立研究開発法人産業技術総合研究所法（平成十一年法律第二百三号）第十条第一項」とする。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第十一条 研究所の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（役員及び職員の地位）

第三章 業務等（業務の範囲）

第十二条 研究所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 鉱工業の科学技術に関する研究及び開発並びにこれらに関連する業務を行うこと。

二 地質の調査を行うこと。

三 計量の標準を設定すること、計量器の検定、検査、研究及び開発並びにこれらに関連する業務を行うこと並びに計量に関する教習を行うこと。

四 前三号の業務に係る技術指導及び成果の普及を行うこと。

五 産業技術力強化法（平成十二年法律第四十四号）第二条第二項に規定する技術経営力の強化に寄与する人材を養成し、その資質の向上を図り、及びその活用を促進すること。

六 産業技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第三十条の六第一項の規定による出資並びに人的及び技術的援助のうち政令で定めるものを行うこと。

七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 研究所は、前項の業務のほか、計量法（平成四年法律第五十一号）第一百四十八条第一項及び第二項の規定による立入検査を行う。

3 研究所は、前二項の業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十二条の十二に規定する業務を行うことができる。

4 条の六第一項の規定による出資並びに人的及び技術的援助のうち政令で定めるものを行うこと。

（積立金の処分）

第十三条 研究所は、通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間（以下この項において「中長期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち經濟産業大臣の承認を受けた金額を、当該中長期目標の期間の次の中長期目標の期間に係る通則法第三十五条の五第一項の認可を受けた中長期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中長期目標の期間における第十二条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

3 研究所は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

ことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

研究所は、施行日の前日に従前の研究所の職員として在職し、附則第二条の規定により引き続

いて研究所の職員となつた者のうち施行日から雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）によ

る夫業等給付の受給資格を取得するまでの間に研究所を退職したものであつて、その退職した日

まで従前の研究所の職員として在職したものとしないば国家公務員退職手当法第十条の規定に

よる退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職

手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

（労働組合についての経過措置）

第五条 この法律の施行の際現に存する特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号。次条において「特労法」という。）第四条第二項に規定する労働組合であつて、その構成員の過半数が附則第二条の規定により研究所に引き継がれる者であるものは、この法律の施行の際労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）の適用を受ける労働組合となるものとする。

この場合において、当該労働組合が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

第六条 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、施行日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

第七条 第一項の規定により労働組合法の適用を受ける労働組合となつたものについては、施行日から起算して六十日を経過する日までは、同法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（不当労働行為の申立て等についての経過措置）

第八条 この法律の施行前に特労法第十八条の規定に基づき従前の研究所がした解雇に係る中央労働委員会に対する申立て及び中央労働委員会による命令の期間については、なお従前の例による。

第九条 この法律の施行の際現に中央労働委員会に係属している従前の研究所とその職員に係る特労法の適用を受ける労働組合とを当事者とするあつせん、調停又は仲裁に係る事件に関する特労法第三章（第十二条から第十六条までの規定を除く。）及び第六章に規定する事項については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第十一条 附則（平成一九年五月一日法律第三六号）抄
（施行期日）
この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
（罰則の適用に関する経過措置）

第十二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十三条 この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め（その他の経過措置の政令への委任）

第十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め（その他の経過措置の政令への委任）

第十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め（その他の経過措置の政令への委任）

第十七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十九条 附則（平成一五年一二月一三日法律第九九号）抄
（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律第二条の改正規定、同法第十五条の次に一条を加える改正規定、同法第四十三条の次に一条を加える改正規定及び同法別

表を別表第一とし、同表の次に一表を加える改正規定、第二条の規定並びに附則第四条から第八条までの規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

（施行期日）

附則（平成二六年六月一三日法律第六七号）抄

（施行期日）
この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定

（課税の特例）
（処分等の効力）

第二十七条 新通則法第一条第一項に規定する個別法及び新通則法第四条第二項の規定によりその名称中に国立研究開発法人という文字を使用するものとされた新通則法第二条第一項に規定する独立行政法人が当該名称の変更に伴い受けたる名義人の名称の登記又は登録については、登録免許税を課さない。

（附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定）

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）に相当の規定があるものは、法律（これに基づく命令を含む。）に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令等への委任）

第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

附則（平成三〇年一二月一四日法律第九四号）抄

（施行期日）
（経過措置）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第三十五条 附則（平成三年六月一六日法律第七〇号）抄

（施行期日）
（経過措置）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）
（経過措置）
第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定
（施行期日）
（経過措置）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律第二条の改正規定、同法第十五条の次に一条を加える改正規定、同法第四十三条の次に一条を加える改正規定及び同法別